

質問項目番号	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号(該当する)	問い合わせ詳細内容	回答	コメント
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集, 解説集		問35		精神保健福祉法の入院制度についての事例問題 本事例では、最終的に「本人が承諾した」といって正答。 仮に、本事例で「本人が承諾しなかった」という仮定での確認です。 本人が承諾しなかったため、「医療保護入院、応急入院、措置入院、緊急措置入院」による入院が選択として残ります。 本件において、任意入院以外の場合を考えた場合、 *『応急入院』 家族等が、母親かBさん以外に不明なため不可。 *『措置入院/緊急措置入院』 医師が「自殺未遂の可能性が高い」と自傷他傷リスクを評価 *『質問事項』 以上のように状況を整理すると、本事例において本人が入院を拒否した場合には、指定医2名の共通診断があれば、「措置入院」(または指定医1名による「緊急措置入院」)となる という認識は良いでしょうか? また、仮に「自傷他傷のリスクがない場合、指定医が入院の必要を認めている」という同意と異なり、事件発生時に「自殺未遂の可能性が高い」という解釈で良いでしょうか?	医療保護入院の同意ができる「家族等」は配偶者、父母、祖父母等、子・孫等、兄弟姉妹、後見人等、又は保佐人、家庭裁判所が選任した扶養義務者となります。 本例では、Aさん(本人)が入院を承諾しなかった場合、娘のBさんは同意すれば医療保護入院が可能となります。 娘のBさんが未成年であった場合は、市町村長同意による医療保護入院になる可能性が高いです。 なお、応急入院は本人の同意も認められない状態での入院です。例には、Aさん(本人)が入院を承諾せず、Bさんと連絡が取れない等の状況が想定される場合があります。Bさんの同意または市町村長の同意による医療保護入院に至るまでの間は、応急入院が適切であることが考えられます。応急入院で入院となつた場合、72時間(または12時間)を超える場合は、他の入院形態(医療保護入院や任意入院)に切り換えることがあります。	
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集, 解説集		問23	選択肢2	回答書には「知的障害者福祉司は知的障害者更生相談所及び児童相談所に配置され」と書いてありますか、知的障害者福祉司は児童相談所には配置されていないのではないかでしょうか。ご確認のほど、お願いします。	知的障害者福祉司は、ご質問のように、知的障害者更生相談所への配置が義務付けられている一方で、児童相談所への配置については法律で義務付けられておらず、したがって、選択肢2は不適切な選択肢となります。大変申し訳ございませんでした。	
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集		問36	選択肢5	私は、社会保険労務士の登録はしてませんが、合格しました。この枝のケースや表現など、社会保険労務士法(社労士法)違反となる可能性が極めて高いです。	訂正 2. 知的障害者福祉司は 児童相談所 に配置され、療育手帳の交付に関する支援を行います。	x2. 知的障害者福祉司は、 知的障害者更生相談所(必修)及び医療基準施設(任意) に配置され、知的障害の判定、療育手帳の交付に関する支援、発達・生活に関する相談援助業務を行います。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集, 解説集		問44	4	この状況下で、医療手当金の申請をしましょう!ということ時点、そもそも情報不足でおり、頭案内です。仮に、精神保健福祉司の倫理や善意として正しいと主張したとしても、手続き代わりと受け止められない発言なので、社会保険労務士法(社労士法)違反となる可能性が極めて高いです。	派遣社員やパートタイムであっても、条件を満たす場合は社会保険加入の義務があります。Aさんは、医療手当金の頭案内です。仮に、精神保健福祉司の倫理や善意として正しいと主張したとしても、手続き代わりと受け止められない発言なので、社会保険労務士法(社労士法)違反となる可能性が極めて高いです。	派遣社員やパートタイムであっても、条件を満たす場合は社会保険加入の義務があります。Aさんは、医療手当金の頭案内です。仮に、精神保健福祉司の倫理や善意として正しいと主張したとしても、手続き代わりと受け止められない発言なので、社会保険労務士法(社労士法)違反となる可能性が極めて高いです。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集		35	5	私も心配でしたので、念のために、昨日先輩のケースワーカーの方にこれを見せて確認しましたらこんなこと言われました。 他障害選擇をとてて保険種別の事実確認をされた上でこんなことを聞く際に提示したら、このAさんは絶対に自殺するだろうし、精神科の責任問題になるとから病院以外のところに通されちゃないでください。これを、精神保健福祉士を目指す方向けに提出してあるのは、あまり実務でつかない方が作られてる方のではないでしょうか? かわりますかね。	この問題で、当事者とされている方の保険種別が健康保険の被保険者であることを正確に記載していないので、この事例の問題がけたと、医療手当金の頭案内です。私は、精神保健福祉士である。はいかが。 私は心配でしたので、念のために、昨日先輩のケースワーカーの方にこれを見せて確認しましたらこんなこと言われました。 他障害選擇をとてて保険種別の事実確認をされた上でこんなことを聞く際に提示したら、このAさんは絶対に自殺するだろうし、精神科の責任問題になるとから病院以外のところに通されちゃないでください。これを、精神保健福祉士を目指す方向けに提出してあるのは、あまり実務でつかない方が作られてる方のではないでしょうか? かわりますかね。	この問題で、当事者とされている方の保険種別が健康保険の被保険者であることを正確に記載していないので、この事例の問題がけたと、医療手当金の頭案内です。私は、精神保健福祉士である。はいかが。 私は心配でしたので、念のために、昨日先輩のケースワーカーの方にこれを見せて確認しましたらこんなこと言われました。 他障害選擇をとてて保険種別の事実確認をされた上でこんなことを聞く際に提示したら、このAさんは絶対に自殺するだろうし、精神科の責任問題になるとから病院以外のところに通されちゃないでください。これを、精神保健福祉士を目指す方向けに提出してあるのは、あまり実務でつかない方が作られてる方のではないでしょうか? かわりますかね。
②問題内容	共通科目	問題集, 解説集	49	3	いろいろある協議会のなかで、どの協議会なのか駆け込みで特定し判断できない、障害福祉サービスの自立支援協議会も協議会と呼ぶようになります。だから、それもあるえる。よって不完全だから誤りではないか。	選択肢にある協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定される「協議会」です。 障害福祉行政に関連して「協議会」というとどちらになります。 協議会と前のつ(協議体は多くございますが、本問題の問題文に記載されている協議会の規定)という文脈では、この「協議会」を想起していた莘莘たる意図のもと出題致しました。	選択肢にある協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定される「協議会」です。 障害福祉行政に関連して「協議会」というとどちらになります。 協議会と前のつ(協議体は多くございますが、本問題の問題文に記載されている協議会の規定)という文脈では、この「協議会」を想起していた莘莘たる意図のもと出題致しました。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集, 解説集		23	2	法令根拠上、配置されているのかわからないのだから誤りではないか。 2. 尚、中央法規のテキストや受験ワークブックには、知的障害者更生相談所必須配置、福祉事務所任意配置でありますが、児童相談所には一切配置されている旨は書いてませんでした。	知的障害者福祉司は、ご質問のように、知的障害者更生相談所への配置が義務付けている一方で、児童相談所への配置については法律で義務付けられておらず、したがって、選択肢2は不適切な選択肢となります。大変申し訳ございませんでした。	x2. 知的障害者福祉司は、 知的障害者更生相談所(必修)及び医療基準施設(任意) に配置され、知的障害の判定、療育手帳の交付に関する支援、発達・生活に関する相談援助業務を行います。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉) 問題集, 解説集		36	5	事例の中に健康保険の被保険者だとハッキリ明記されてないから誤りだと思います。 医療従事者だから保険証認定できる立場で危機的アプローチの状況ならば、事実確認なく提案して、実は国保だったままであります。	派遣社員やパートタイムであっても、条件を満たす場合は社会保険加入の義務があります。Aさんは、医療手当金の頭案内です。仮に、精神保健福祉司の倫理や善意として正しいと主張したとしても、手続き代わりと受け止められない発言なので、社会保険労務士法(社労士法)違反となる可能性が極めて高いです。	派遣社員やパートタイムであっても、条件を満たす場合は社会保険加入の義務があります。Aさんは、医療手当金の頭案内です。仮に、精神保健福祉司の倫理や善意として正しいと主張したとしても、手続き代わりと受け止められない発言なので、社会保険労務士法(社労士法)違反となる可能性が極めて高いです。

質問項目を選択	科目名	問題集or解説書	問題番号	選択肢番号(該当する)	問い合わせ詳細内容	回答	コメント
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士) 問題集, 解説集		問36	選択肢5	Aさんが健康保険に間違なく入ってることを確認されない状況で、健康保険に加入していることありでしかも申請しましょう、と、制度の利用の提案まで踏み込んで声掛けすることには精神科病院に任意入院された後ででも少なくとも一度は相談してあるはずあります。最も適切なのは、とあります。と言われても、これはどう見ても制度的にも状況的にも、最も適切だから選べないです。私は選択肢5番は誤りで問題36はすべての肢が誤りだと思います。	派遣社員やパートタイムであっても、条件を満たす場合は社会保険加入の義務があります。 Aさんは、昼間は派遣での看護業、夜間は全国展開をしている飲食チェーン店でのパートで働き始めたのが月が経過しています。この記述から、健康保険の加入を怠らせておられましたが、ご質問にあらゆる健康保険の被保険者であることをより適切に明示すべきでした。 ご指摘をいただき、ありがとうございました。	Aさんが高次脳機能障害であることは、診断がついでいます。 そのうえで、現状の症状が高次脳機能障害によるものであると推測できることを伝えることは適切です。 が、「指摘のように、断言するのではなく精神保健福祉士の役割でなく、適切な表現ではなかったかもしれません。高次脳機能障害の症状である可能性が高い」とおっしゃっていました。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士) 問題集		問41	選択肢2	症状の説明は精神科医しかできないのではないかと思うか、〇〇である。よのうな判断ではなく、〇〇のことが多い、〇〇のように思われる。等の推測なら精神保健福祉士の役割だと思いますか、いかがでしょうか。	不明瞭な問題・解説になつており大変申し訳ございませんでした。	ご指摘の通り、精神保健参与員は、特別職の国家公務員であり、非常勤の裁判所職員となつてください。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士) 問題集		問題44	選択肢4	誤答とありますが、正答ではないでしょうか。精神保健参与員は非常勤の特別職国家公務員ではないでしょうか。	知的障害者福祉法には以下の通り規定があります。	知的障害者福祉司は、ご質問のように、知的障害者更生相談所への配置が義務付けられている一方で、児童相談所への配置については法律で義務付けられておりません。したがって選択肢2は不適切な選択肢となります。大変申し訳ございませんでした。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士) 問題集, 解説集		問23	2(知的障害者福祉司)	第十三条 都道府県は、その設置する知的障害者更生相談所に、知的障害者福祉司を置かなければならない。 2. 市町村は、その設置する福祉事務所に、知的障害者福祉司を置くことができる。 上記規定を踏まえると、「児童相談所」ではなく、「知的障害者更生相談所」あるいは「福祉事務所」が適切な語句ではないでしょうか。	訂正 2: 知的障害者福祉司は児童相談所に配置され、療育手帳の交付に関わる支援を行います。	x2. 知的障害者福祉司は、 知的障害者更生相談所(必須)及び障害者就労支援(任意) に配置され、知的障害者の利用、療育手帳の交付に関する支援、発達・生活に関する相談援助業務を行います。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士) 問題集		28	選択肢4	根拠条文は更生保護法第83条の2ではなく、同法第82条第1項ではなくでしょうか。	ご指摘頂いたありがとうございます。 修正施設で認知症中のおさんの生活環境の調整は、更生保護法第82条第1項が根拠法となります。 訂正し、お詫び申し上げます。	貴重なご意見をお寄せください、ありがとうございました。 事例文及び選択肢を再検討させて頂きました。 本問ではAさんの「サービス利用支援」給付の経験および現状などを記述として不明瞭であり、正答肢である「就労継続支援B型」に通所できなくなつてから」との記述からは、サービス利用が途絶えたためよりも受けられるため、その場合には計画相談支援における「カーブ」の段階へ移行したものと想定されます。 したがって、本問の状況設定から考慮するか行動計画による支援計画の見直しよりも、契約やサービス等利用計画の作成といった前段階の支援内容を問うようが妥当ではないかと感じました。
②問題内容	専門科目(精神保健福祉士) 問題集		45	5	計画相談支援の「契約」に関する記述がない中で「モニタリング」が登場していましたため、設問の前提が分かりづらう感じました。 また、「就労継続支援B型」に通所できなくなつてから」との記述からは、サービス利用が途絶えたためよりも受けられるため、その場合には計画相談支援における「カーブ」の段階へ移行したものと想定されます。 したがって、本問の状況設定から考慮するか行動計画による支援計画の見直しよりも、契約やサービス等利用計画の作成といった前段階の支援内容を問うようが妥当ではないかと感じました。	ご質問、ありがとうございます。 ご質問および解説にあるように、行動支援は知的障害者や精神障害者によって行動する能力や困難を有し、常時介助が必要な障害者に対する支援です。 知的障害だけでなく、精神障害であっても対象になれるを覚えていただけたための問題点として出題いたしましたが、ご指摘頂きましたとおり「精神障害を持つのみを対象としているとも読み取れる可能性のある記述となつてしまつていてと考えます。 申し訳ございませんでした。 今後の模擬試験作成に際しまして、より明瞭な表現や記述を行いますよう、心がけて参りたいと存じます。	ご指摘頂いたように、「精神障害を持つのみを対象としているとも読み取れる可能性のある記述となつてしまつていて」と考えます。 Aさんは、昼間は派遣での看護業、夜間は全国展開をしている飲食チェーン店でのパートで働き始めたのが月が経過しています。この記述から、健康保険の加入を怠らせておられましたが、ご質問にあらゆる健康保険の被保険者であることをより適切に明示すべきでした。 ご指摘をいただき、ありがとうございました。